

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県A市に所在し、人材派遣業を営む会社B（以下「会社」という。）に雇用され、事務職として勤務していた。

請求人によると、平成〇年〇月〇日午後1時45分頃、会社の健康診断で採血を受けた直後から、右腕の痛みやしびれのほか、肩、胸、背中に痛みが生じたとしている。

請求人は、同月〇日、採血を受けたC病院に受診した後、同月〇日D病院に転医して「複合性局所疼痛症候群」と診断され、加療を続けた結果、平成〇年〇月〇日治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第12級の12に該当するものと認定し、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第12級を超えるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、右手、右上半身における疼痛、痺れ等の症状のために通常の労務に服することが出来ないことから、請求人に残存する障害は障害等級第12級(通常の労務に服することは出来るが、時には労働に差し支える程度の疼痛が起るもの)を超えるものであると主張する。

(2) 請求人が主張する主な症状は、「神経系統の機能又は精神の障害に関する障害等級認定基準について」(平成15年8月8日付け基発第0808002号。以下「認定基準」という。)に照らすと、(4)その他の特徴的障害のうちのエ疼痛等感覚障害に該当するものと認められる。なお、疼痛等感覚障害については、さらに(ア)受傷部位の疼痛及び疼痛以外の感覚障害と(イ)特殊な性状の疼痛に分類されている。

(3) そこで、請求人の傷病について検討すると、請求人の主治医であるE医師は、平成〇年〇月〇日付け症状等照会に対する回答において、請求人の傷病名を複合性局所疼痛症候群I型としている。複合性局所疼痛症候群I型はその病因に鑑みると、認定基準上、上記(イ)特殊な性状の疼痛の1つである反射性交感神経性ジストロフィー(RSD)と同義とされているので、請求人において、以下に示すRSDの認定要件(①関節拘縮、②骨の萎縮、③皮膚の変化(皮膚温の変化、皮膚の萎縮)のいずれの症状も健側と比較して明らかに認められること)を満たしているか検討する。この点、平成〇年〇月〇日付けのF医師作

成の診断書によれば、他動において右肘関節屈曲・伸展可動域（120°）は健側である左（140°）と比べ軽度低下しているのみであり、1/2以下に制限されていない。骨萎縮については、平成〇年〇月〇日の肘関節X線像にて右上腕骨遠位端、橈骨頭に軽度骨萎縮ありとされているが、症状固定（平成〇年〇月〇日）から1年以上経過した後の所見であり、症状固定時に同様に骨萎縮があったか否かは明らかではない。さらに、サーモグラフィでは左右温度差なしと記載されている。以上の所見から、請求人はRSDの認定基準に係わる上記要件を満たしていないと認められる。

(4) したがって、請求人の傷病は、認定基準上、疼痛等感覚障害のうち（ア）受傷部位の疼痛及び疼痛以外の感覚障害として認定するのが妥当であり、請求人の自覚症状及び医証等から、「通常の労務に服することはできるが、時には強度の疼痛のため、ある程度差し支えがあるもの」（第12級の12）に該当するものと判断する。

3 以上のとおりであるので、請求人に残存する障害は障害等級第12級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。